

電子入札・電子契約システムの 現状及び課題について

第二回 入札ボンド・履行ボンドの
電子化に関する勉強会

平成20年9月18日

CALS/ECにおける電子入札の位置付け①

●CALIS/EC(公共事業支援統合情報システム)

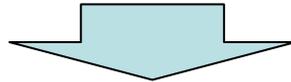
一人一台のパソコンがインターネットにつながっている職務環境を前提として、従来は紙で交換されていた情報を電子化するとともに、インターネットを活用して公共事業に関連する多くのデータベースを連携して使える環境を創出する取り組み。

●公共事業におけるCALIS/EC導入の有効性

情報化の観点から見た公共事業の特徴

- 発注者、設計者、施工者、資材供給者等関係者が多く、この間で頻繁に情報交換が行われる。
- 交換される情報は、文書のみならず図面や写真、計算書等多様で量が多い。
- 施設のライフスタイルが長く、長期間にわたる維持管理が必要であり、これを支える情報の役割が大きい。

このためCALIS/ECを導入すると、



CALIS/EC導入の効果が高い

- 情報の共有により、情報の行き違いや伝達ミスがなくなる。
- 通信ネットワークを利用し、短時間でどこでも情報交換でき、より迅速な業務の執行が可能となる。
- 情報の電子化により保管スペースが削減され、かつ、検索が簡易・短時間で可能となる。

CALS/ECにおける電子入札の位置付け②

●沿革(※は政府としての取組)

◆ 1996年4月 建設CALS整備基本構想

- ・ 整備対象期間(1996～2010年度)の中期(1999～2005年度)の整備目標として、「調達の一部電子化」が位置付け。

◆ 1997年6月 建設CALS/ECアクションプログラム

- ・ 電子調達システムの開発・実証実験(1997～1998年度)
- ・ 電子調達システムの導入(2001年度)

◆ 2000年7月 内閣「IT戦略本部」の設置(※)

◆ 2001年1月 「e-Japan戦略」(※)

- ・ 「透明性やコストダウンなどを実現するために～略～インターネットなどによる電子調達方式を導入する。」

◆ 2001年3月 「e-Japan重点計画」(※)

- ・ 「公共事業で10月から一部の直轄事業で電子入札・開札を開始、原則として2004年度までにすべての直轄事業で電子入札・開札を導入する。」

◆ 2001年6月 CALS/EC地方展開アクションプログラム(全国版)

- ・ 地方公共団体へのCALS/EC導入支援策として、国土交通省版「電子調達システム」の無償公開を位置付け。

→以降、コアシステムの開発

◆ 2001年10月 一部の直轄事業で電子入札を開始

国土交通省の電子入札の概要

- 2001年10月
大規模な直轄事業100件を対象に開始
- 2002年度
約2,000件の電子入札を実施

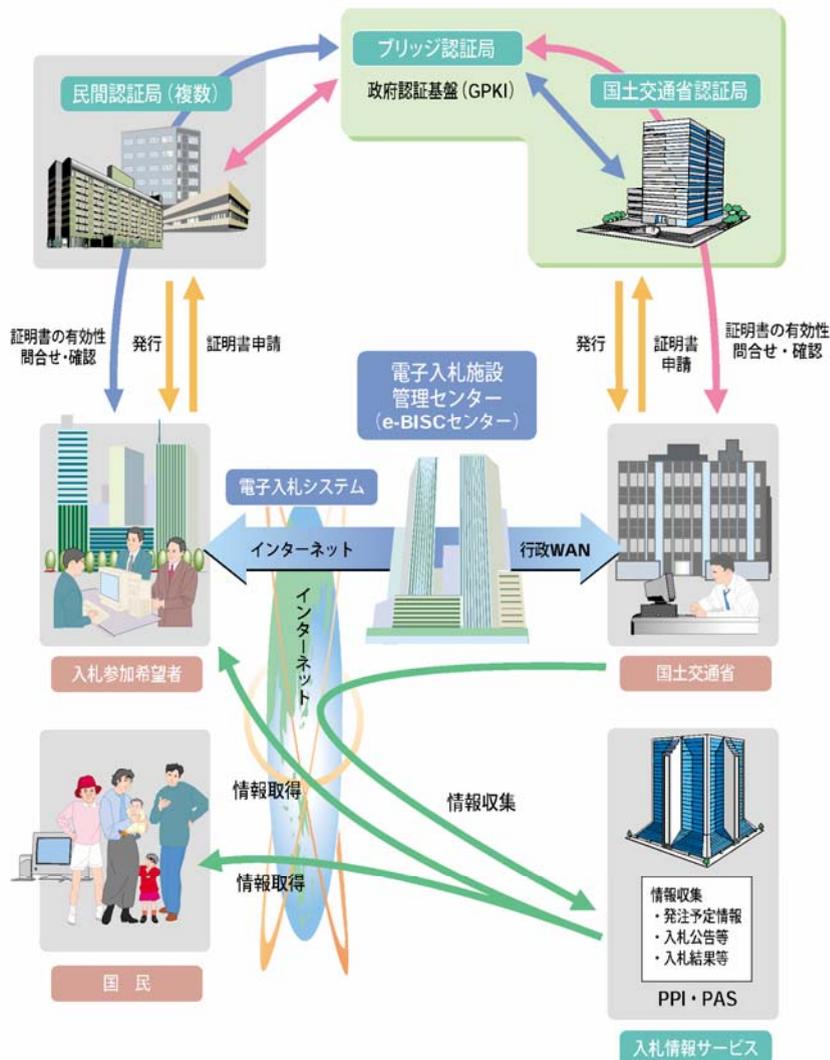
- ◆Webチュートリアルの整備
- ◆電子入札運用基準の公表

電子入札コアシステム

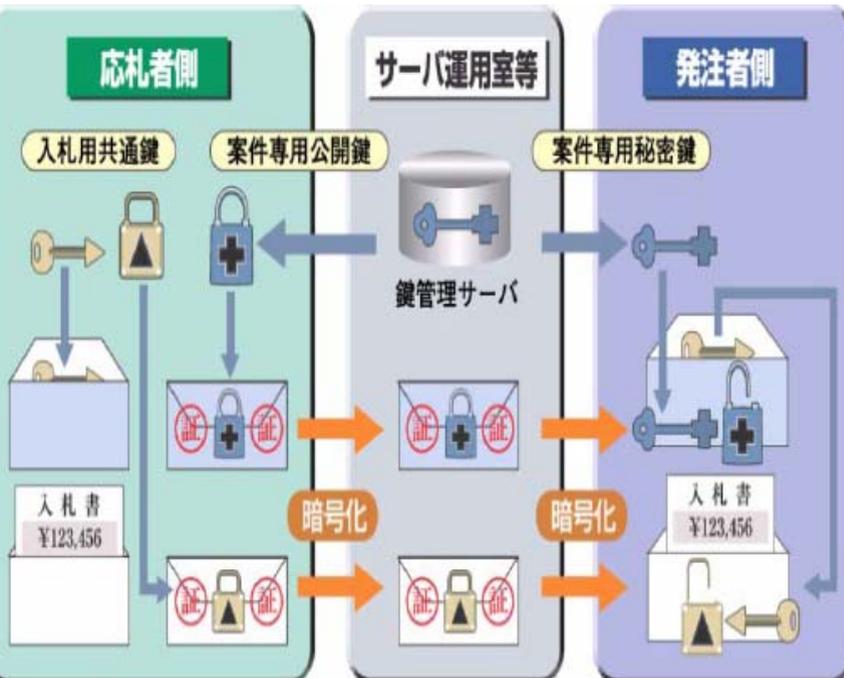
政府認証基盤(GPKI)対応
(発注者側)

複数認証局環境の実現
(入札参加者側)

- 2003年度
国土交通省直轄事業
(工事・業務)の全面導入(約30,000件実施)
(役務・物品)の一部施行開始
- 2004年度
工事・業務:約36,000件実施
物品・役務:約600件実施
- 2005年度
工事・業務:約37,000件実施
国土交通省直轄事業(物品・役務)の
全面導入(一般競争・指名競争)



電子入札コアシステムの各発注機関における採用状況



公共発注機関(運用中:294団体、開発中:232団体)

(1) 中央省庁(運用中:9団体)

国土交通省、農林水産省、防衛省 ほか

(2) 公社・機構等(運用中:10団体、開発中:1団体)

鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本高速道路(株)、

首都高速道路(株)、都市再生機構 ほか

(3) 都道府県(運用中:42団体、開発中:1団体)

宮城県、埼玉県、神奈川県、大阪府、広島県 ほか

※うち、14府県にて158団体が共同利用

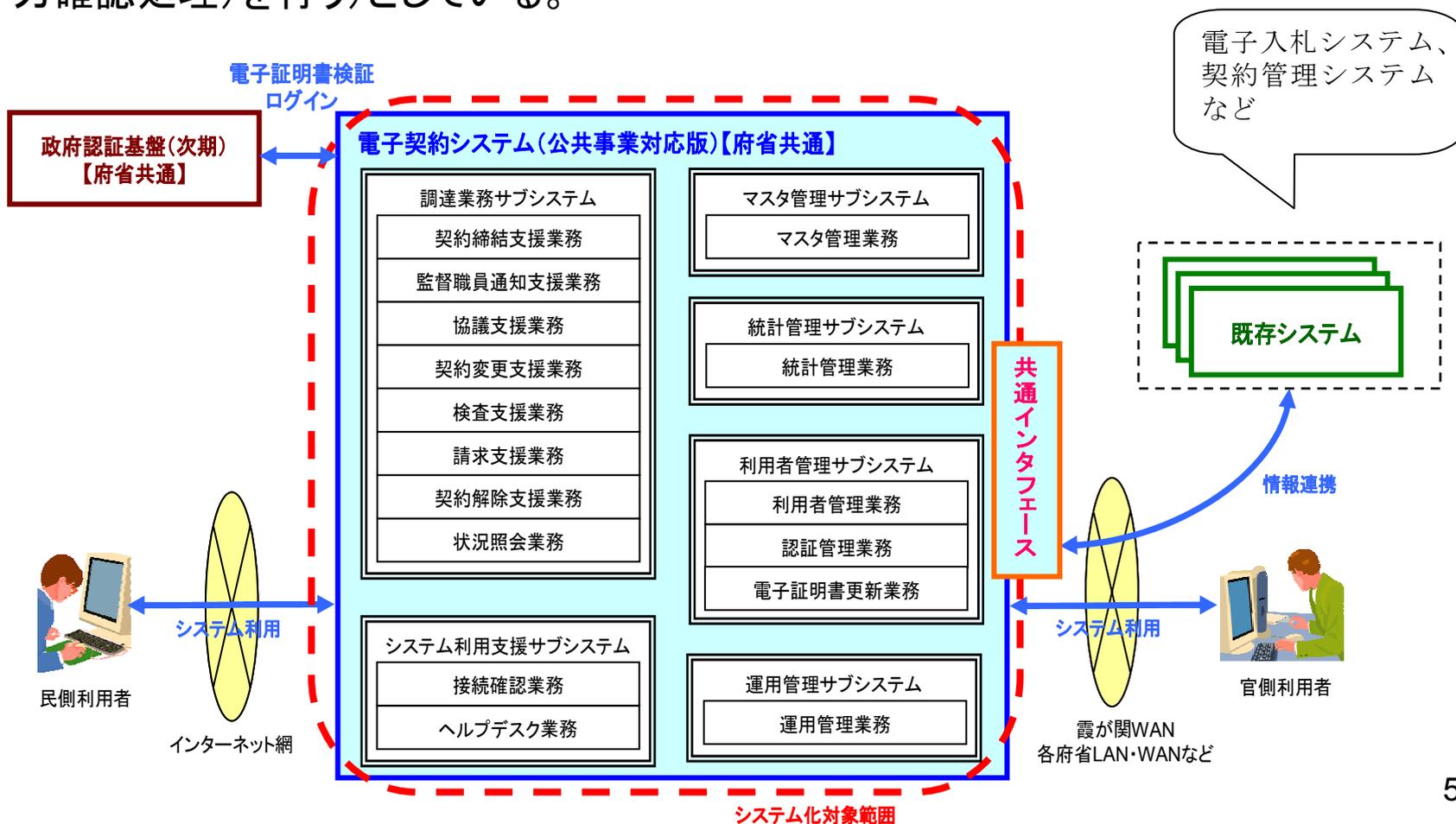
(4) 政令指定都市(運用中:17団体)

横浜市、名古屋市、大阪市 ほか

(5) その他市町村(運用中:216団体、開発中:230団体)

電子契約(公共事業対応版)のシステム化対象範囲

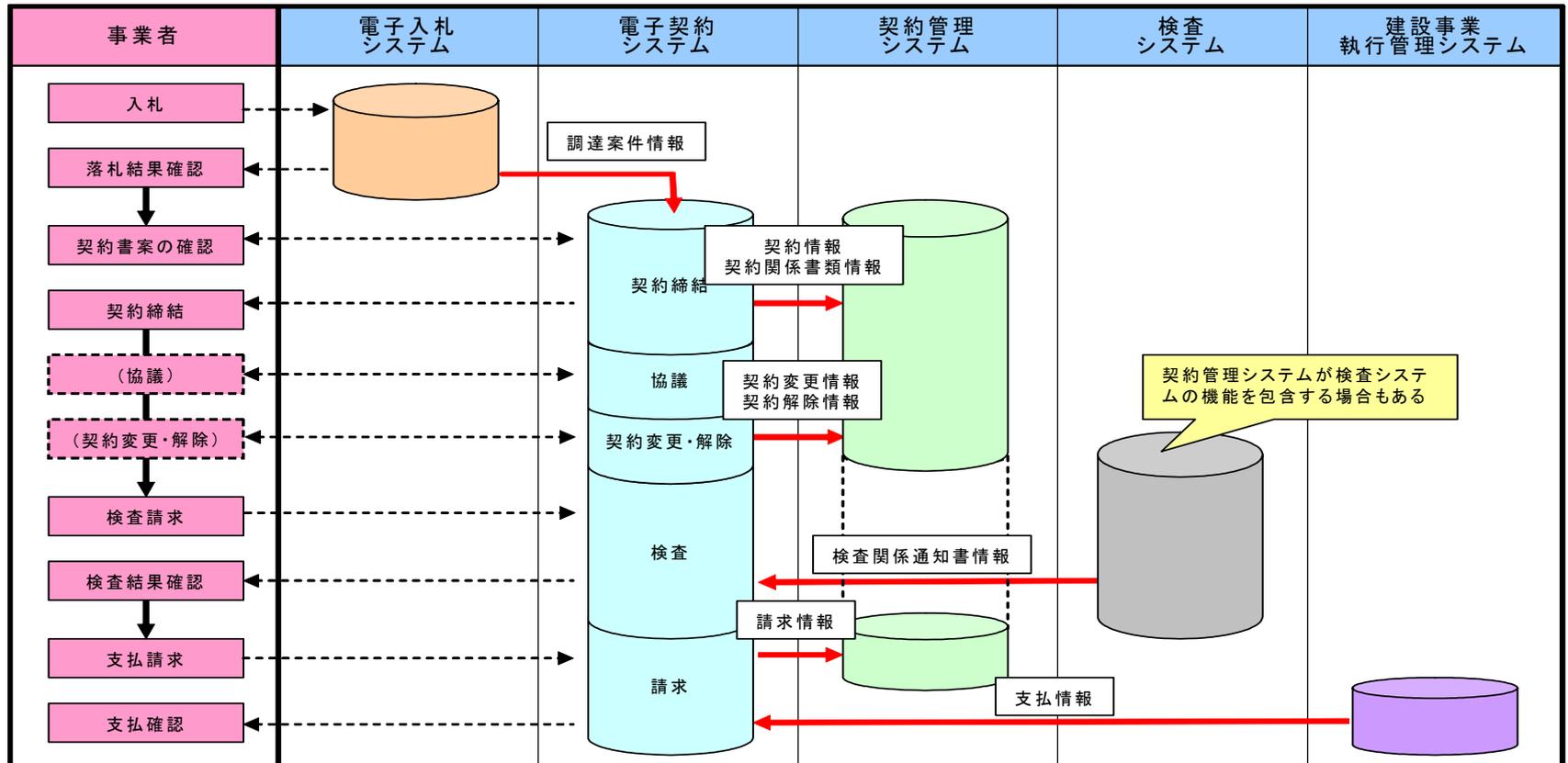
電子契約(公共事業対応版)におけるシステム化対象範囲は、以下に示すとおり受発注者間にかかる一連の調達業務、認証管理、統計管理などのサブシステム及び共通インタフェース(既存システムとの連携処理(データ変換、データ出入力確認処理)を行う)としている。



電子契約システムと電子入札などの既存システムとの連携

電子入札など調達業務にかかるシステム(以下、「既存のシステム」という)と連携することにより、重複入力を軽減し、データの相互利用を図ることにより契約事務の迅速化・効率化を図ることが可能となる。

契約事務手続きとシステム連携によるデータの流れ(国交省)



「電子契約システム」「ボンド電子化」のスケジュール

- ◆ 電子契約システムは平成19年度に詳細設計を終えているものの、システム開発は平成22年度の予定となっている。
- ◆ 平成21年度にボンド電子化の実証実験を行う際には、電子契約システムとの連携はできない状況である。

「電子契約システム構築」及び「入札ボンド・履行ボンドの電子化」の全体スケジュール(想定・概要)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
電子契約システム	● システム設計 基本設計	詳細設計					
					● システム開発 システム開発・試験		● 運用(予定) 運用開始
入札ボンド・履行ボンドの電子化			● システム設計 基本設計	詳細設計			
				● システム開発 システム開発・試験	改修・再試験		● 電子化機能の引き渡し・運用(予定) 電子化機能の引き渡し・運用

電子契約システムの詳細設計書(抜粋)

電子契約システム 詳細設計書(抜粋)

本システムにおける帳票要件を以下に示す。

(1) 帳票一覧

1) 調達業務

調達業務にて取り扱う帳票の一覧を下表に示す。

【凡例】

1. 業務名称 帳票を用いる対象業務を示す。

2. 種別 帳票の種別を示す。

3. 経路 帳票の回覧経路を示す。

官→民→官	発注者が帳票を作成し受注者へ提示。受注者は受領後、再度発注者へ返送する。
官→民	発注者が帳票を作成し、受注者へ提示する。
民→官	受注者が帳票を作成し、発注者へ提示する。

4. 帳票名称 帳票の名称を示す。

5. 工事・業務の別

調達案件情報登録時に選択する「工事」或いは「業務」に対応する帳票を示す。

各々に対応する契約書は以下のとおり。

工事	工事請負契約書
業務	土木設計業務等委託契約書、建築設計業務委託契約書 建築工事監理業務委託契約書、業務請負契約書
共通	発注書兼請書、変更契約書

帳票一覧

業務名称	種別	経路	帳票名称	調達案件登録時の選択			
				工事	業務		
契約締結支援業務	契約書等	官→民→官	工事請負契約書	●			
		官→民→官	土木設計業務等委託契約書		●		
		官→民→官	建築設計業務委託契約書		●		
		官→民→官	建築工事監理業務委託契約書		●		
		官→民→官	発注書兼請書	●	●		
		官→民→官	業務請負契約書		●		
		官→民→官	業務委託契約書		●		
		官→民→官	変更契約書	●	●		
		契約関係書類	契約関係書類	民→官	現場代理人等通知書	●	
				民→官	現場代理人等変更通知書	●	
民→官	請負代金内訳書			●			
民→官	工程表			●			
民→官	変更工程表			●			
民→官	下請負者通知書			●			
民→官	施工体制台帳			●			
民→官	管理技術者等通知書				●		
民→官	管理技術者等変更通知書				●		
民→官	業務工程表				●		
民→官	変更業務工程表		●				

契約締結支援業務	契約関係書類	民→官	再委託通知書		●				
		民→官	履行休調表		●				
		民→官	業務計画書		●				
監督職員通知支援業務	契約関係通知書	官→民	監督職員通知書	●	●				
		官→民	監督職員変更通知書	●	●				
		官→民	調査職員通知書		●				
		官→民	調査職員変更通知書		●				
		協議支援業務	協議関係通知書	官→民	契約変更等協議書	●	●		
				官→民	工期変更協議書	●			
官→民	工事一時中止通知書			●					
官→民	工事一時中止再開通知書			●					
官→民	請負契約解除通知書			●					
官→民	履行期間変更協議書				●				
官→民	業務一時中止通知書				●				
官→民	業務一時中止再開通知書				●				
官→民	委託契約解除通知書				●				
官→民	(直接入力)			●	●				
協議関係書類	協議関係書類			民→官	請負代金変更協議書	●			
				民→官	工期変更協議書	●			
				民→官	工事続行不能届	●			
		民→官	業務委託料変更協議書		●				
		民→官	履行期間変更協議書		●				
		民→官	業務続行不能届		●				
		民→官	(直接入力)	●	●				
		契約変更支援業務	見積依頼書	官→民	見積依頼書	●	●		
民→官	見積書			●	●				
官→民	決定通知書			●	●				
検査支援業務	検査関係書類	民→官	引渡書	●					
		民→官	指定部分引渡書	●					
		民→官	業務成果引渡書		●				
		民→官	指定部分業務成果引渡書		●				
		検査関係通知書	検査関係通知書	官→民	検査通知書	●	●		
				官→民	成績評定通知書	●	●		
				検査請求書	検査請求書	民→官	完成通知書	●	
						民→官	指定部分完成通知書	●	
				民→官	業務完了報告書		●		
				民→官	指定部分業務完了報告書		●		
民→官	請負工事既済部分検査請求書			●					
民→官	業務委託既済部分検査請求書				●				
請求支援業務	請求関係書類			官→民	検査結果通知書	●	●		
				民→官	請求書(前払金)	●	●		
		民→官	請求書(前払金:回債)	●	●				
		民→官	請求書(中間前払金)	●					
		民→官	請求書(中間前払金:回債)	●					
		民→官	請求書(既済部分払金)	●	●				
		民→官	請求書(指定部分払金)	●	●				
		民→官	請求書(出来高部分払金)	●					
		民→官	請求書(出来高部分払金:回債)	●	●				
		民→官	請求書(完成払金)	●	●				
請求関係書類	民→官	認定請求書	●						
請求関係通知書	官→民	認定調書	●						

入札ボンドの電子提出の方法及び改修の必要性①

	電子入札システム による提出	電子メールでの提出	紙での提出
内容	電子入札に入札ボンド提出機能を付加する。	電子メールで入札ボンドを提出する。	従来通り紙でのボンドを提出する。
発注者による 記載事項の 照合方法	自動的に照合することも可能となる。	目視による照合。	目視による照合。
メリット	•従来と同様のフローで行うためなじみやすい。	•操作が容易。	
デメリット	•電子入札システムの改修が必要となる。	•一般のメールサーバで行うため、入札価格漏洩の可能性がある。	•紙に印刷するため、入札価格漏洩の可能性がある。

入札ボンドの電子提出の方法及び改修の必要性②

【現状の問題点】

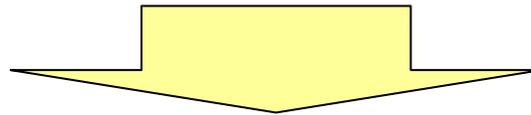
- ①ボンド発行件数の増加
- ②短期間における保証書・保証証券の作成・手交
- ③入札希望金額等の記載に伴う機密情報の管理

【今後想定される課題】

- ①入札ボンドの導入・拡大に伴う取扱件数の飛躍的な増加
→機密情報管理の維持困難
- ②遠隔地からの申込に伴う、短期間での保証手続の課題

【電子入札システムの現状】

- ①国、都道府県を中心に導入が進んでいる。
- ②コアシステムの採用が多い。

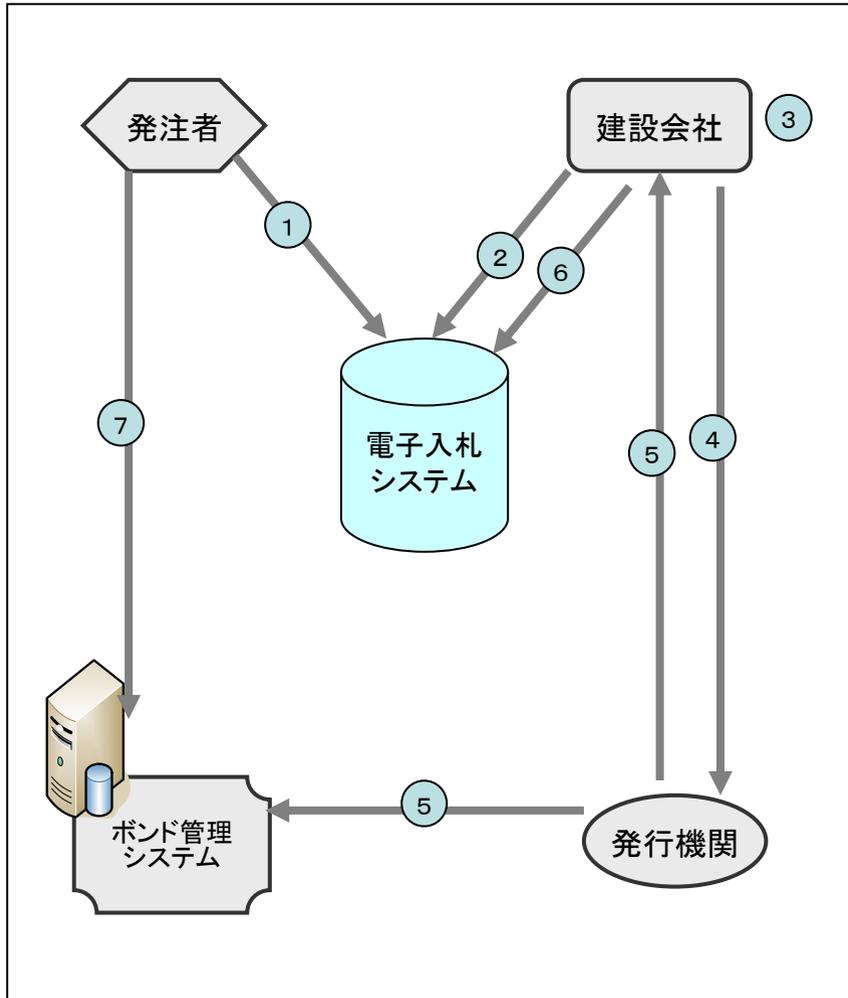


【既存システムとの活用・連携による業務効率化】

- ①入札ボンドは入札において提出される書類の1つであることを考慮すると、既存の電子入札システムを活用することで、スムーズな電子化の導入と、関係当事者の業務効率化に貢献することとなる。
- ②発注者が電子入札システムに登録した入札公告情報等既存データを活用したボンドの保証書・保証証券の発行による書損減少
- ③電子入札システムの入札結果データを活用した保証債務残高管理なども考えられる。
- ④ボンドの記載事項と電子入札のデータを自動的に照合する機能も付加することが可能。

入札ボンドの電子提出の方法及び改修の必要性③

電子入札システムを活用した入札ボンドの電子化については、以下のような業務フローが考えられる。
(国土交通省の場合)



- ①発注者が電子入札システムで入札公告を掲載
・入札保証金の納付、付保割合、提出期限等を記載
- ②建設会社が電子入札システムで入札案件の検索
- ③建設会社が入札価格の概算を積算

- ④建設会社が発行機関に入札ボンドの申し込み
- ⑤発行機関が審査のうえ、入札ボンドを発行
・ボンド管理システムのWEB(orデータベース)に登録
・建設会社に認証キーを通知
- ⑥建設会社は電子入札システムで入札
・入札書等に加え、入札ボンドの認証キーを発注者に提出
- ⑦発注者は開札前に入札ボンドの認証キーを利用してボンド管理システムのWEB(orデータベース)に照会を行い、入札ボンドの記載内容を確認

今後の可能性として、発注者が入札情報サービス(PPI)に登録した入札結果をボンド管理システムが入手し、発行機関に転送することにより、各発行機関で非落札建設業者の保証債務の消滅手続が行われることが想定される。